

コスタリカ共和国 (Republic of Costa Rica)

通信

I 監督機関等

1 科学技術・電気通信省 (Ministerio de Ciencia Tecnología y Telecomunicaciones : MICIT)

Tel. : +506 2539 2200

URL : <http://www.micit.go.cr/>

所在地 : 50 metros Este del Museo Nacional, calles 19 y 17, Avenida Segunda, San Jose, COSTA RICA

幹部 : Marcelo Jenkins (大臣 / Ministro)

所掌事務

2012年8月に環境・エネルギー・電気通信省 (MINAET) から情報通信分野を分離し、科学技術省と統合され、設立された。情報通信分野の国家及び国際的な目標の達成に向けて政策を推進し、民間及び公共事業体の参加を調整する役割を担う。なお、情報通信分野の所管は通信担当副大臣が担当する。

2 通信監督庁 (Superintendencia de Telecomunicaciones : SUTEL)

Tel. : +506 2220 0102

URL : <http://www.sutel.go.cr/>

所在地 : Apartado 936-1000, San Jose, COSTA RICA

幹部 : Maryleana Mendez J. (長官 / Presidenta)

所掌事務

2009年1月に公共サービス規制局 (ARESEP) から機能を分離、設立された情報通信分野の規制機関である。以下の項目を所掌する。

- ・ 事業者に対してネットワークやサービスへのアクセスの開放を課す
- ・ 電気通信分野への投資の促進
- ・ 免許及び許可に関する付与、更新、停止の権限を有する行政機関に対する専門的な助言
- ・ 周波数の有効利用のための管理
- ・ 通信事業者間の係争の調停
- ・ プロバイダと加入者間での契約の標準化
- ・ 技術標準の策定

- ・ 法律に基づいた電気通信料金の設定

II 法令

2008年一般電気通信法（Ley General de Telecomunicaciones、法令 8642）

2008年5月に施行された、無線電話、インターネット、VPNやその他の付加価値サービス（VAS）分野を開放し、アクセス、相互接続、消費者の権利に関する規定を定めている。

III 政策動向

1 免許制度

「2008年一般電気通信法」第23条に、公共ネットワークの保有には免許又は許可が必要とあり、第24条では電気通信事業者に付与される周波数免許の有効期限は最長15年間で、延長が可能と定められている。

2 競争促進政策

（1）自由化

移動体通信市場は国営企業のICEセラー（ICE Celular、現コルビ（Kolbi））が独占していたが、2009年1月に中米貿易自由協定（CAFTA-DR）が発効したことで、市場の自由化が図られた。2010年9月に移動電話用途の850MHz、1800MHz及び2100MHz帯、総計160MHz幅の周波数オークションが、最低入札価格を7,000万USDとして実施され、スペインのテレフォニカ（Telefonica）が9,500万USDで三つの帯域すべて、メキシコのアメリカ・モビル（America Movil）が7,500万USDで1800MHz帯と2100MHz帯を落札、両社は2011年11月より移動電話サービスを開始した。

一方、固定電話市場は自由化されておらず、コルビが市場を独占している。

（2）移動電話番号ポータビリティ（MNP）

SUTELは2012年4月、移動電話における番号ポータビリティ（MNP）制度を2013年内に導入する意向を表明し、移動体通信市場への競争導入準備を進めていたが、コルビの抵抗で実現が遅れていた。しかし、2013年11月30日に同制度を開始した。2014年3月、SUTELはそれまでにMNP制度を利用して5万5,689の加入者が事業者を変更したと発表した。

3 情報通信基盤整備政策

（1）ユニバーサル・アクセス

電気通信のユニバーサル・アクセスに関しては、「2008年電気通信法」第31～40条で明記され、ルーラル・エリア並びに子どもや高齢者、障がい者といった特別なケアを要する人々への電気通信サービスの提供や情報格差の縮小を目標に定めている。

(2) 国家電気通信基金 (Fondo Nacional de Telecomunicaciones : FONATEL)

「2008年一般電気通信法」第34条により設けられた基金で、国家電気通信開発計画により定められたユニバーサル・アクセスなどの目標を達成するためのプロジェクトに利用される。すべての公共ネットワーク事業者や電気通信サービス・プロバイダは収入の1.5%を同基金に納めることが義務付けられている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

電気通信機器の基準認証は SUTEL が所掌する。SUTEL では、民間の認証機関を認定して認証を実施している。

V 事業の現状

1 固定電話

固定電話市場は国営のコルビ (ICE グループ) が独占している。固定電話普及率は 2014 年末現在で 17.8% である。隣国のエルサバドルやニカラグアに比べると高水準だが、近年下降気味である。

2 移動体通信

2010 年 9 月に移動電話の周波数オークションが実施され、テレフォニカ傘下のモビスター・コスタリカ (Movistar Costa Rica) とアメリカ・モバイル傘下のクラロ・コスタリカ (Claro Costa Rica) が 2011 年 11 月より市場に参入している。国営事業者コルビの市場支配力が強いが、そのシェアは年々減少し、2015 年 6 月現在、約 6 割である。

3G については、2009 年 12 月、ICE セルラー (現コルビ) が W-CDMA 方式によるサービスを開始、2011 年 11 月、クラロ・コスタリカとモビスター・コスタリカがこれに追随している。3G サービスの国内全加入者数は、2015 年 6 月現在、420 万である。

LTE については、コルビが 2013 年 11 月に国内初の商用サービスを開始し、クラロが 2014 年 4 月、モビスターが同年 7 月にサービスを開始している。LTE サービスの国内全加入者数は、2015 年 6 月現在、42 万である。

3 インターネット

ブロードバンド接続世帯数は、2014 年 12 月末現在、51 万 6,000 である。接続方法別割合は、DSL : 46.7%、ケーブル : 50.4%、LAN/FTTx : 0.5%、その他 : 2.4% である。

主要事業者の加入者シェアは、2015 年 6 月末現在、コルビ : 49.1%、ティゴ・コスタリカ (Tigo Costa Rica) : 24.7%、ケーブルティカ (Cabletica) : 13.3% などである。

4 新成長サービス

IPTV

2011年11月、コルビがIPTVサービスを開始した。2013年6月には、デジタルチャンネル、ビデオ・オン・デマンド（VoD）、PPVコンテンツ、音楽チャンネルを提供するフルサービス「The Kolbi Hogar TV」の提供を開始している。

VI 運営体

1 コルビ（Kolbi）

Tel. : +506 2206961

URL : <http://www.grupoice.com/>

所在地 : Apartado 10032, San Jose 1000, COSTA RICA

概要

政府が100%保有する国営企業。1949年に電力不足に対応するためICEが設立され、1963年に電気通信事業が追加された。2011年、ブランド名をICEセラーからコルビに変更した。固定電話市場を独占する一方、移動電話市場では、2011年のクラロ、モビスターの市場参入後、シェアが毎年縮小している。

加入者数は、固定電話：84万（2014年12月）、移動電話：458万（2015年6月）、ブロードバンド：26万1,000（2015年6月）である。

2 ティゴ・コスタリカ（Tigo Costa Rica）

Tel. : +506 22102929

URL : <http://www.tigo.cr/>

所在地 : Sabana Oeste, de la Heladeria Pops 350m, Oeste frente UCIMED, San Jose, COSTA RICA

概要

1982年に設立。国内でケーブルテレビとインターネット接続サービスを提供している。2008年にルクセンブルクを拠点とするミリコム・インターナショナル・セラー（Millicom International Cellular）に買収された。カリブ海諸国間をつなぐ海底ケーブルMAYA-1の直接アクセス権を有している。

3 ケーブルティカ（Cabletica）

Tel. : +506 520 7777

URL : <http://www.cabletica.com/>

所在地 : Mata Redonda, contiguo a Canal 7, Edificio Esquinero, 30, COSTA RICA

概要

ケーブルテレビ事業者として1991年に設立され、その後ブロードバンド事業にも進出している。2010年5月にエリクソンと光ファイバ基幹網の建設と運営に

関する 5 年契約を締結した。

放送

I 監督機関等

1 科学技術・電気通信省 (MICIT)

(通信 / I - 1 の項参照)

2 通信監督庁 (SUTEL)

(通信 / I - 2 の項参照)

II 法令

ラジオとテレビ法 (法令 1758) (La Ley de Radio y Televisión)

1954 年に制定され、ラジオやテレビの運営に関して規定しているが、内容の多くは制定後に改定又は廃止されている。

III 政策動向

1 免許制度

(1) 外資規制

かつては「ラジオとテレビ法」の第 3 条で、放送事業者の設立・管理・運営はコスタリカ国民に限定され、あるいは法人の場合、外国人持株比率が 65% を超えてはならないとあったが、2008 年に第 3 条は廃止された。

(2) コンテンツ規制

「ラジオとテレビ法」の第 11 条で、海外で録音されたラジオ・プログラムが 1 日のプログラムの 5 割を超えてはならず、海外で録画されたプログラムが 1 日のプログラムの 7 割を超えてはならないとある。ただし、政府が承認したものは含まれない。

2 地上デジタル放送

2010 年 5 月、政府は地上デジタル放送の規格として、日本方式 (ISDB-T 方式) の採用を決定し、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドルに続いて、海外で日本方式を採用した 7 番目の国となった。地デジ放送は 2013 年 3 月から国営放送のシナート (Sinart) が開始している。2017 年 12 月の地デジ完全移行を予定している。

2013 年 7 月、会計検査院は、地上デジタル放送の開始が規制の不備で遅れているため、2017 年 12 月に計画されているアナログ停波が予定どおり実施されるこ

とに懐疑的であると述べた。そして、MICIT と SUTEL の双方に、関連規制である「デジタル移行規制 (Digital Transition Regulation)」に規定されるデジタル放送への移行過程を改善するよう勧告している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

中波・FM 合わせて 30 局以上あり、ニュース、音楽番組が多く、国営放送のラジオ・ナショナル (Radio Nacional) のほか、コロンビア (Columbia) やラジオ・ドス (Radio Dos)、24 時間ニュースのモヌメンタル (Monumental) といった放送局がある。

2 テレビ

国営テレビ放送のシナート (チャンネル 13) をはじめ、テレチカ (Teletica、チャンネル 7) やコスタリカ大学テレビ (Universidad de Costa Rica、チャンネル 15) などがある。シナートは 2013 年 3 月、コスタリカ大学テレビは 7 月にデジタル放送を開始している。

3 衛星放送

ディレク TV ラテンアメリカ (DirecTV Latin America) が唯一の衛星放送事業者である。2007 年からスカイ・コスタリカのブランド名で、ペイ・パー・ビュー (Pay per View : PPV) を含めたデジタル衛星放送サービスを提供している。2013 年 6 月末現在の加入者数は 25 万である。また、通信事業者クラロ・コスタリカが 2012 年 10 月、衛星放送事業の免許を取得している。

4 ケーブルテレビ

ケーブルティカが 27 の HD チャンネルを含む 128 チャンネルを、ティゴ・コスタリカが 15 の HD チャンネルを含む 125 チャンネルを提供している。ケーブルティカは地方で、ティゴ・コスタリカは大都市圏で人気を集めている。

V 運営体

国営ラジオ TV 局 (Sistema Nacional de Radio y Televisión S.A.)

URL : <http://sinart.go.cr/>

概要

「政令 8346」により設立された国営放送局。テレビ放送のシナートとラジオ放送のラジオ・ナショナルを運営している。

電波

I 監督機関等

1 科学技術・電気通信省 (MICIT)

(通信 / I - 1 の項参照)

2 通信監督庁 (SUTEL)

(通信 / I - 2 の項参照)

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「2008年一般電気通信法」の第10条において、周波数の分配は「国家分配計画」に基づいて行われると定められている。第11条では周波数の利用には免許が必要とあり、第12条では周波数免許はオークションにより付与され、SUTELが「国家分配計画」に基づき入札を実施するとある。なお、2009年にSUTELは「周波数の利用と分配」に関する報告書を公表している。

2 電波利用料制度

「2008年一般電気通信法」第63条では、周波数を割り当てられた事業者はその利用の有無にかかわらず、割り当てられている周波数帯域幅や免許の有効期間などに基づき、周波数利用料を毎年支払う義務があると定められており、手続はSUTELが定めた「決議 RCS534-2010」に基づき実施される。

III 周波数分配状況

周波数分配計画表 URL :

http://sutel.go.cr/sites/default/files/normativas/pnaf_con_reforma_imt_26_ghz.pdf